

御蔵島村産後ケア費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家事、育児等の支援を特に必要とする母子に対し、心身のケアや育児のサポート等（以下「産後ケア」という。）を受けるための費用を一部助成することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保し、もって母子保健福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、村内に住所を有する出産後1年を経過しない母子のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。ただし、医療的な処置を必要とする者を除く。

- (1) 家族からの十分な家事、育児等の援助を受けられない者
- (2) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者

2 前項の規定にかかわらず、村長が特別な事由があると認める者は、事業の対象とすることができる。

(事業内容)

第3条 助成の対象となる事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実施施設

村長が適切な事業運営を確保できると認める医療機関及び助産所等（以下「医療機関等」という。）

(2) 実施方法

- ア 宿泊型 助成対象者が医療機関等に宿泊し、産後ケアを受けること。
- イ 通所型 助成対象者が医療機関等に通院し、日帰りで産後ケアを受けること。

(3) 内容

- ア 産後における母体の管理及び生活の指導
- イ 乳房の管理及びケア
- ウ 授乳、沐浴等の指導
- エ 母の心身や子の発育・発達等に関する相談
- オ 保健指導
- カ 育児相談
- キ 食事の提供
- ク アからキまでに掲げるもののほか、村長が必要と認める支援

(利用期間及び利用日数)

第4条 当該事業を利用できる期間は、出産日から起算して1年未満の期間とする。

2 当該事業を利用できる日数は、宿泊型及び通所型それぞれ5日を限度とする。ただし、村長が特に必要があると認める場合は、必要最小限の範囲内でその日数を延長することができる。

(助成対象経費及び助成金の額)

第5条 助成の対象となる経費は、助成対象者が産後ケアを受けるために医療機関等に支払った費用とする。

2 助成金の額は別表に定める額とする。

(利用の申請)

第6条 当該事業を利用しようとする者は、あらかじめ利用申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、村長がやむを得ない事情があると認める場合は、産後ケアを受ける日以降においても同項の申請書の提出を行うことができる。

(利用の承認の決定等)

第7条 村長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該事業の利用の承認又は不承認を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により利用の承認を決定したときは、利用承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 村長は、第1項の規定により利用の不承認を決定したときは、利用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(利用の変更又は取りやめ)

第8条 前条の規定により承認を受けた者は、承認された内容を変更しようとするときは、利用変更申請書(様式第4号)を村長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 村長は、前項の規定により利用変更の承認を決定したときは、利用変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 村長は、第1項の規定により利用変更の不承認を決定したときは、利用変更不承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

4 前条の規定により承認を受けた者は、承認された内容を取りやめるときは、村長に申し出なければならない。

(助成金の申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 利用(変更)承認通知書の別紙(利用した産後ケアの内容が確認できる書類)

(2) 当該事業に係る費用の支払いを証明する領収書

2 前項の規定による申請は、利用が終了した日から起算して3月以内に行わなければならない。ただし、村長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(交付の決定等)

第10条 村長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。

2 村長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するとともに、速やかに当該決定をした助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第11条 村長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種別	助成額	利用日数
宿泊型	費用の9割とし、1泊当たり上限30,000円	4泊5日まで（分割も可）
通所型	費用の9割とし、1日当たり上限15,000円	5日まで